

「2021年11月19日団体交渉における3項目合意」
に関する確認書


公立大学法人神戸市看護大学（以下「甲」という。）と神戸市看護大学教職員組合（以下「乙」という。）との間で、標記合意内容に関して、以下のとおり確認した。


甲と乙は、法と相互信頼の原理に従って、真摯に協議し、労使合意した内容について、誠実に履行することに努めること。乙は、労使合意内容についての組合員の理解が十分なものになるように、組合員への説明に努めること。

労使合意内容の履行にあたり、疑義が生じた場合は、甲は乙の要請により協議に応じる
こと。

甲は、就業規則等労働条件に係る規則を制定及び改廃する場合には、労使協議等において乙の意見を聴取したうえで、必要な学内での決定プロセスを行うこと。

令和4年4月25日

甲 神戸市西区学園西町3丁目4番地
公立大学法人神戸市看護大学
理事長  [公印の印影は省略]

乙 神戸市西区学園西町3丁目4番地
神戸市看護大学教職員組合
執行委員長  [公印の印影は省略]